

令和4年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果

○ 令和4年度十津川村各会計の決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

指 標		令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	— %	15.00%	20.00%
	連結実質赤字比率	— %	20.00%	30.00%
	実質公債費比率	7.9%	25.0%	35.0%
	将来負担比率	— %	350.0%	

※ 実質赤字比率

一般会計等(本村の場合、一般会計と貯木場特別会計)の実質収支額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合。(家計に例えて言えば、年収に占める年間の赤字の割合。)

標準財政規模＝標準税収入額等(村税や地方譲与税など)＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

連結実質赤字比率

一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金剰余(不足)額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3ヶ年平均値。(家計に例えて言えば、年収に占める年間の借金返済額の割合。)

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。(家計に例えて言えば、負債残高が年収の何年分に相当するかを示した割合。)

○ 各公営企業における「資金不足比率」については、令和4年度決算において資金不足を生じた公営企業がないため、該当ありません。

指標	特 別 会 計	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	簡易水道事業特別会計	— %	20.00%
	十津川温泉事業特別会計	— %	
	湯泉地温泉事業特別会計	— %	

※ 資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足の事業規模(事業収入)に対する割合。